



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） 1

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等について・2件（警察本部サイバー犯罪対策課） 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（警察本部サイバー犯罪対策課） 4

議会事項

- 沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程 8
- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令 26

教育委員会事項

- 沖縄県立名護青少年の家の利用料金の承認 26
- 沖縄県立糸満青少年の家の利用料金の承認 27
- 沖縄県立石川青少年の家の利用料金の承認 29
- 沖縄県立玉城青少年の家の利用料金の承認 30
- 沖縄県立宮古青少年の家の利用料金の承認 31
- 沖縄県立石垣青少年の家の利用料金の承認 32

監査委員事項

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 34
- 定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表 34

その他

- 沖縄県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告 34

告 示

沖縄県告示第265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市屋慶名第二土地区画整理組合設立準備委員会代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市与那城屋慶名
- 2 公共測量を実施した期間 令和 7 年 6 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級水準点測量及び4級基準点測量）

沖縄県告示第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県宮古土木事務所長 島 村 健

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和8年6月3日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市下地字来間入間原262番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 39.31メートル
 - (2) 幅員 6.20メートル

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア（アンロック機能）及びライセンス
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線3494）
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年8月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。

- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア（アンロック機能）及びライセンスに係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア（アンロック機能を除く。）等
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線3494)

- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年8月5日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日(水曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア(アンロック機能を除く。)等に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア(アンロック機能)及びライセンス(以下「ソフトウェア等」という。)一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- #### 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和8年6月30日付け沖縄県公報定期第5421号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア(アンロック機能)及びライセンスに係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとするソフトウェア等の機能等証明書を令和8年7月15日(水曜日)午後4時までに3(2)の場所に提出し、当該ソフトウェア等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を取得している者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- #### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和8年8月5日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで

- (2) 場所 沖縄県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和8年8月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和8年8月19日（水曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を令和8年8月17日（月曜日）午後3時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年8月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和8年8月18日（火曜日）午後4時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和8年8月18日（火曜日）午後4時
- イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Description and Quantity of the Goods to be Procured
Advanced Mobile Phone Analysis Software (with Unlock Function) and Licenses for Use by the Okinawa Prefectural Police.
Quantity: One Complete Set
- (2) Bid Opening
Date and Time: 2:00 pm, Wednesday, August 19, 2026
Place: Police Museum, 1st Floor, Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) Submission of Bid Documents
Submit the Bid Documents to the Division Specified in (4) by 4:00 pm, Tuesday, August 18, 2026.
If the Bid is Submitted by Mail, it must be Received by the Division Specified in (4) no later than 4:00 pm, Tuesday, August 18, 2026.
* Bids Submitted by Telegram, Facsimile, or Electronic Transmission will not be Accepted.
- (4) Division in Charge
Accounting Division, Police Administration Department,
Okinawa Prefectural Police Headquarters
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)
Office Hours: 9:00 am to 5:00 pm

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア（アンロック機能を除く。）等（以下「ソフトウェア等」という。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア 令和8年6月30日付け沖縄県公報定期第5421号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県警察が使用する高度携帯電話解析用ソフトウェア（アンロック機能を除く。）等に係る入札参加資格を有すると認められた者
イ 納入しようとするソフトウェア等の機能等証明書を令和8年7月15日（水曜日）午後4時までに3(2)の場所に提出し、当該ソフトウェア等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和8年8月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和8年8月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそ

それぞれの日の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 8 月 19 日 (水曜日) 午後 1 時 30 分

(2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料館

6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を令和 8 年 8 月 17 日 (月曜日) 午後 3 時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。) 又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 8 月 5 日 (水曜日) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) のそれぞれの日の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和 8 年 8 月 18 日 (火曜日) 午後 4 時までに 4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和 8 年 8 月 18 日 (火曜日) 午後 4 時

イ 方法 簡易書留郵便により 4(2)の場所に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Description and Quantity of the Goods to be Procured

Advanced Mobile Phone Analysis Software (Excluding the Unlock Function) and Related

Licenses for Use by Okinawa Prefectural Police

Quantity: One Complete Sets

(2) Bid Opening

Date and Time: 1:30 pm, Wednesday, August 19, 2026

Place: Police Museum, 1st Floor, Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.

(3) Submission of Bid Documents

Submit the Bid Documents to the Division Specified in (4) by 4:00 pm, Tuesday, August 18, 2026.

If the Bid is Submitted by Mail, it must be Received by the Division Specified in (4) no later than 4:00 pm, Tuesday, August 18, 2026.

* Bids Submitted by Telegram, Facsimile, or Electronic Transmission will not be Accepted.

(4) Division in Charge

Accounting Division, Police Administration Department,
Okinawa Prefectural Police Headquarters

Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

Office Hours: 9:00 am to 5:00 pm

議 会 事 項

沖縄県議会告示第 1 号

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 4 号の在留カードの番号

- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
 - (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
 - (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
 - (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
 - (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
 - (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
 - (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
 - (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
 - (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
 - (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等
 - (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- （要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬若しくは給与若しくは報酬又は福利厚生に関する事項その他こ

れらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書(次項において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この項及び次項において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定通知書等)

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第3号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第4号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する通知書(条例第27条第1項用)(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示請求に関する通知書(条例第27条第2項用)(様式第

7号)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第8号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書(様式第9号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報開示の実施方法等申出書(様式第10号)により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第11号)とする。

(訂正決定通知書等)

第19条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第12号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第13号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第20条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第14号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第21条 条例第36条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第15号)とする。

(訂正通知書)

第22条 条例第37条の書面は、訂正通知書(様式第16号)とする。

(利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(様式第17号)とする。

(利用停止決定通知書等)

第24条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第18号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第19号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第25条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第20号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第26条 条例第43条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第21号)とする。

(審査会諮問通知書)

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第22号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この告示の施行後遅滞なく」とする。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 _____ () _____

保有個人情報開示請求書

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和8年沖縄県条例第25号)第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等

(1)又は(2)のいずれかを選択してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記入してください。

(1) 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧(視聴を含む。)のみ 写しの交付
 閲覧後写しの交付

<実施の希望日> 年 月 日

(2) 写しの送付を希望する。(希望する媒体を選択してください。)

紙(カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) CD-R DVD-R

3 本人確認等

(1) 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

(2) 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)も添付してください。

(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

ア 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者
(ふりがな)
イ 本人の氏名 _____
ウ 本人の住所又は居所 _____
エ 本人の電話番号 _____

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

注 該当する□にレ印を記入してください。

様式第2号 (第12条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和8年沖縄県条例第25号) 第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報 全部開示 部分開示

[Empty box for disclosure details]

2 不開示とした部分とその理由

[Empty box for reasons of non-disclosure]

< 教示事項 >

- (1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、上記(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として (訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県議会議長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for purpose of disclosure]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
 閲覧 (視聴を含む。) のみ 写しの交付 閲覧後写しの交付

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期 間 : 年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日を除く。)
時 間 :

場 所：
 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
 ア 準備日数 日
 イ 送付に要する費用 円
 ※ 写しの送付による開示の実施には、送付に要する費用に加え、写しの交付に要する費用が必
 要です。

5 連絡先

(担当課)
 (電話番号)

注 該当する□にレ印を記入してください。

様式第 3 号（第12条第 2 項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保
護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第 25 号）第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないこ
とに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	（沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 20 条第 号該当・ 同条例第 23 条該当・保有個人情報の不存在）
担 当 課	（電話番号）

< 教示事項 >

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月
以内に、沖縄県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算
して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県議会議長となり
ます。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合に
は、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して
6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する
裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの
訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定
（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過
した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があり
ます。

様式第 4 号（第 13 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に
関する条例（令和 8 年沖縄県条例第 25 号）第 25 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長

することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（延長後の開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担 当 課	（電話番号）

様式第5号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第26条の規定 （開示決定等の期限 の特例）を適用する 理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日
担 当 課	（電話番号）

様式第6号（第15条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報の開示請求に関する通知書（条例第27条第1項用）

に関する情報が含まれている保有個人情報について、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている	

に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課) (住所) (電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号 (第15条第2項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報の開示請求に関する通知書 (条例第27条第2項用)

に関する情報が含まれている保有個人情報について、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和8年沖縄県条例第25号) 第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項各号の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課) (住所) (電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号 (第15条第3項関係)

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者名)

住所又は居所

〒 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。

	1 支障（不利益）がある部分
	2 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

注 該当する口にレ印を記入してください。

様式第 9 号（第 15 条第 7 項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報を開示決定した旨の通知書

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第 25 号）第 27 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 課	(電話番号)

< 教示事項 >

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、沖縄県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 10 号（第 17 条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____
電話番号 _____ () _____

保有個人情報開示の実施方法等申出書

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第 25 号）第 28 条第 3 項の規定に

より、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等	
2 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
3 求める開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 事務所における開示 (1) 実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧（視聴を含む。）のみ <input type="checkbox"/> 閲覧後写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (2) 実施の希望日 年 月 日 午前・午後 <input type="checkbox"/> 写しの送付（郵送） ※ 写しの交付又は送付を希望する場合は、希望する媒体 <input type="checkbox"/> 紙（ <input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R
4 保有個人情報の一部のみ開示の実施を求める場合の当該部分の内容	
5 保有個人情報の部分毎に異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの内容	(閲覧又は視聴を求める部分の内容)
	(写しの交付を求める部分の内容)
6 申出書提出先 (担 当 課)	

注1 該当する□にレ印を記入してください。

2 保有個人情報の一部のみ開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、4及び5の欄に必要な事項を記入の上、提出してください。

様式第11号（第18条関係）

沖縄議会議長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話番号 _____ () _____

保有個人情報訂正請求書

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類

<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）も添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ (4) 本人の電話番号 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

注 該当する□にレ印を記入してください。

様式第12号（第19条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第25号）第34条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 決 定 を す る 内 容 及 び 理 由	(訂正内容) (訂正理由)
担 当 課	(電話番号)

< 教示事項 >

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 13 号 (第 19 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第 25 号）第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担 当 課	(電話番号)

< 教示事項 >

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、沖縄県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 14 号 (第 20 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第 25 号）第 35 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延 長 後 の 期 間	日（延長後の訂正決定等の期限 年 月 日）
延 長 の 理 由	
担 当 課	(電話番号)

様式第 15 号 (第 21 条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	(電話番号)

様式第16号（第22条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



訂正通知書

に提供している次の保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担 当 課	(電話番号)

様式第17号（第23条関係）

沖縄県議会議長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ () _____

保有個人情報利用停止請求書

沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受け	開示決定通知書の文書番号： _____

保有個人情報	開示決定通知書の日付： _____年 ____月 ____日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第1号該当 (<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第2号該当 (提供の停止) (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等 (訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る) も添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (____年 ____月 ____日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ (4) 本人の電話番号 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

注 該当する□にレ印を記入してください。

様式第18号 (第24条第1項関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和8年沖縄県条例第25号) 第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担 当 課	(電話番号)

< 教示事項 >

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月

以内に、沖縄県議会議長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号（第24条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第41条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課	(電話番号)

<教示事項>

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県議会議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第20号（第25条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保

護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間	日（延長後の利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	(電話番号)

様式第21号（第26条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名

印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報 の名称等	
条例第43条の規定（利用停止決定 等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課	(電話番号)

様式第22号（第27条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

沖縄県議会議長 氏名

印

審査会諮問通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり沖縄県個人情報保護審査会に諮問したので、沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和8年沖縄県条例第25号）第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求の対象となる 決定及びその内容	
審査請求の内容	審査請求日 年 月 日 (審査請求の趣旨)
諮問をした日	年 月 日
担当課	(電話番号)

沖縄県議会訓令第 3 号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 共通の項に次の 2 号を加える。

- (1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の規定に基づき、公文書の開示等に関する事務を行うこと。
- (12) 沖縄県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 8 年沖縄県条例第25号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務を行うこと。

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 4 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第 3 項の規定により、沖縄県立名護青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立名護青少年の家
- 2 指定管理者 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 沖縄市比屋根二丁目15番12号
- 3 利用料金の適用年月日 令和 8 年 7 月 1 日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 480円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 940円
キャンプ場	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 220円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 390円
研修室等（小）	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 120円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 240円
研修室等（中）	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 240円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 490円
研修室等（大）	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 480円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 980円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1 時間につき 550円

	一般及び学生	1時間につき1,090円
広場	児童及び生徒	1時間につき250円
	一般及び学生	1時間につき510円
シャワー室		1回につき100円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）、プレイホール及び体育館並びに広場に係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

(2) 附属設備利用料金

ア 音響映像器具の利用料金

区分		単位	利用料金の額
プロジェクター	児童及び生徒	1台	120円
	一般及び学生	1台	250円
ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1台	90円
	一般及び学生	1台	190円

備考 音響映像器具の利用料金の額は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
研修室等（小）	1時間	170円
研修室等（中）	1時間	330円
研修室等（大）	1時間	510円

沖縄県教育委員会告示第5号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年6月30日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者 NIKKEI・DAIKENコンソーシアム
代表者 専門学校那覇日経ビジネス 那覇市安里1丁目1番53号（設置者 浦添市城間三丁目15番5号 島袋永伸）
株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号

3 利用料金の適用年月日 令和8年7月1日

4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

区分	利用料金の額
----	--------

宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき620円
	一般及び学生	1人1泊につき1,220円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき280円
	一般及び学生	1人1泊につき500円
研修室等（小）	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき310円
研修室等（中）	児童及び生徒	1室1時間につき310円
	一般及び学生	1室1時間につき630円
研修室等（大）	児童及び生徒	1室1時間につき620円
	一般及び学生	1室1時間につき1,270円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1時間につき710円
	一般及び学生	1時間につき1,410円
広場	児童及び生徒	1時間につき320円
	一般及び学生	1時間につき660円
シャワー室		1回につき130円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）、プレイホール及び体育館並びに広場に係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

(2) 附属設備利用料金

ア 音響映像器具の利用料金

区分		単位	利用料金の額
プロジェクター	児童及び生徒	1台	150円
	一般及び学生	1台	320円
ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1台	110円
	一般及び学生	1台	240円

備考 音響映像器具の利用料金の額は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
研修室等（小）	1時間	220円
研修室等（中）	1時間	420円
研修室等（大）	1時間	660円

沖縄県教育委員会告示第 6 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成 20 年沖縄県条例第 49 号）第 15 条第 3 項の規定により、沖縄県立石川青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市宇川崎 468 番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和 8 年 7 月 1 日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 410 円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 810 円
キャンプ場	児童及び生徒	1 人 1 泊につき 250 円
	一般及び学生	1 人 1 泊につき 500 円
研修室等（小）	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 150 円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 310 円
研修室等（中）	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 310 円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 620 円
研修室等（大）	児童及び生徒	1 室 1 時間につき 620 円
	一般及び学生	1 室 1 時間につき 1,270 円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1 時間につき 620 円
	一般及び学生	1 時間につき 1,270 円
広場	児童及び生徒	1 時間につき 250 円
	一般及び学生	1 時間につき 510 円
シャワー室		1 回につき 100 円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）、プレイホール及び体育館並びに広場に係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

(2) 附属設備利用料金

ア 音響映像器具の利用料金

区分		単位	利用料金の額
プロジェクター	児童及び生徒	1 台	100 円
	一般及び学生	1 台	200 円
ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1 台	100 円

	一般及び学生	1台	200円
--	--------	----	------

備考 音響映像器具の利用料金の額は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
研修室等（小）	1時間	200円
研修室等（中）	1時間	300円
研修室等（大）	1時間	600円

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年6月30日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 2 指定管理者 沖縄じんぶんの杜共同企業体
代表者 一般社団法人沖縄じんぶん考房 那覇市首里池端町34番地2F
特定非営利活動法人1万人井戸端会議 那覇市繁多川4丁目1番35-301号宮城荘B
- 3 利用料金の適用年月日 令和8年7月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設利用料金

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき600円
	一般及び学生	1人1泊につき1,200円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき280円
	一般及び学生	1人1泊につき500円
研修室等（小）	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき260円
研修室等（中）	児童及び生徒	1室1時間につき300円
	一般及び学生	1室1時間につき630円
研修室等（大）	児童及び生徒	1室1時間につき600円
	一般及び学生	1室1時間につき1,000円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1時間につき680円
	一般及び学生	1時間につき1,300円
広場	児童及び生徒	1時間につき320円
	一般及び学生	1時間につき660円
シャワー室		1回につき100円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）、プレイホール及び体育館並びに広場に係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

(2) 附属設備利用料金

ア 音響映像器具の利用料金

区分		単位	利用料金の額
プロジェクター	児童及び生徒	1台	100円
	一般及び学生	1台	300円
ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1台	100円
	一般及び学生	1台	200円

備考 音響映像器具の利用料金の額は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
研修室等（小）	1時間	220円
研修室等（中）	1時間	420円
研修室等（大）	1時間	630円

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立宮古青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年6月30日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人ばんず 宮古島市平良字下里1265番地14
- 3 利用料金の適用年月日 令和8年7月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき480円
	一般及び学生	1人1泊につき940円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき220円
	一般及び学生	1人1泊につき390円
研修室等（小）	児童及び生徒	1室1時間につき120円
	一般及び学生	1室1時間につき240円

研修室等（中）	児童及び生徒	1室1時間につき240円
	一般及び学生	1室1時間につき490円
研修室等（大）	児童及び生徒	1室1時間につき480円
	一般及び学生	1室1時間につき980円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1時間につき550円
	一般及び学生	1時間につき1,090円
広場	児童及び生徒	1時間につき250円
	一般及び学生	1時間につき510円
シャワー室		1回につき100円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）、プレイホール及び体育館並びに広場に係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

(2) 附属設備利用料金

ア 音響映像器具の利用料金

区分		単位	利用料金の額
プロジェクター	児童及び生徒	1台	120円
	一般及び学生	1台	250円
ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1台	90円
	一般及び学生	1台	190円

備考 音響映像器具の利用料金の額は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
研修室等（小）	1時間	170円
研修室等（中）	1時間	330円
研修室等（大）	1時間	510円

沖縄県教育委員会告示第9号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立石垣青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年6月30日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人八重山星の会 石垣市宇大川552番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和8年7月1日

4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき480円
	一般及び学生	1人1泊につき940円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき220円
	一般及び学生	1人1泊につき390円
研修室等（小）	児童及び生徒	1室1時間につき120円
	一般及び学生	1室1時間につき240円
研修室等（中）	児童及び生徒	1室1時間につき240円
	一般及び学生	1室1時間につき490円
研修室等（大）	児童及び生徒	1室1時間につき480円
	一般及び学生	1室1時間につき980円
プレイホール及び体育館	児童及び生徒	1時間につき550円
	一般及び学生	1時間につき1,090円
広場	児童及び生徒	1時間につき250円
	一般及び学生	1時間につき510円
シャワー室		1回につき100円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）、プレイホール及び体育館並びに広場に係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

(2) 附属設備利用料金

ア 音響映像器具の利用料金

区分		単位	利用料金の額
プロジェクター	児童及び生徒	1台	120円
	一般及び学生	1台	250円
ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1台	90円
	一般及び学生	1台	190円

備考 音響映像器具の利用料金の額は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
研修室等（小）	1時間	170円
研修室等（中）	1時間	330円

研修室等（大）	1 時間	510円
---------	------	------

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県監査委員 渡 嘉 敷 道 夫
 沖縄県監査委員 川 畑 順 義
 沖縄県監査委員 又 吉 清 義
 沖縄県監査委員 喜 友 名 智 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
北澤匡大	那覇市松尾 2 丁目 17 番 29 号タウンコート玉商 5-C
中村政也	那覇市東町 26 番 16 号シャルレーク那覇旭橋駅前 1002
丹治健太郎	北谷町美浜二丁目 6 番地 5 P H C 美浜 402
川津知大	浦添市伊祖五丁目 9 番 1-1205 号リゾートテラス伊祖

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和 8 年 6 月 30 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

沖縄県監査委員公表第 6 号

定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県監査委員 渡 嘉 敷 道 夫
 沖縄県監査委員 川 畑 順 義
 沖縄県監査委員 又 吉 清 義
 沖縄県監査委員 喜 友 名 智 子

そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第 3 項の規定により、令和 7 年度決算の要旨を公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

沖縄県市町村職員共済組合
 理事長 照 屋 勉

1 損益計算書の要旨

（単位：千円）

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年 金預託金 管理	経過的長期 預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付
(収入)										
負担金	7,058,511	11,784,068	630,008	80,712			174,712	218,447		

掛金	6,495,991	7,669,801	630,006				213,871			
利息及び配当金	2,078				6,238		1,069	2,138	239,038	10,199
その他の収入	1,860,895						61,218	9,000		
他経理から繰入							33,482			
前年度支払準備金	1,142,684									
計	16,560,159	19,453,869	1,260,014	80,712	6,238		270,481	443,456	239,038	10,199
(支出) 給付	8,067,969									
役職員給与							116,606	34,226	30,204	5,780
旅費・事務費							24,829	9,388	4,351	178
委託費							3,715	8,049	112	
支払利息					6,238				133,072	6,205
連合会払込金	147,908	19,453,869	1,260,014	80,712			77,596			
前期高齢者納付金	2,477,897									
後期高齢者拠出金	2,455,877									
病床転換支援金	1									
退職者給付拠出金										
他経理へ繰入	33,482									
その他の支出	3,253,462						59,079	366,989	10,633	1,126
次年度支払準備金	1,242,724									
計	17,679,321	19,453,869	1,260,014	80,712	6,238		281,825	418,653	178,372	13,289
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△1,119,163	0	0	0	0	0	△11,344	24,803	60,666	△3,090

2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年 金預託金 管理	経過の長 期預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付
(資産) 流動資産	1,908,631	1,178,573	78,539	506	14,960		657,406	1,422,662	2,476,691	72,192
固定資産					611,000		145,249	105,940	18,341,474	896,222
繰延資産										
資産合計	1,908,631	1,178,573	78,539	506	625,960		802,655	1,528,601	20,818,165	968,414
(負債) 流動負債	47,560	1,178,573	78,539	506			12,690	174,063	19,011,090	3,167
固定負債	1,242,724				625,960		204,732	51,059	18,300	680,650
負債合計	1,290,284	1,178,573	78,539	506	625,960		217,422	225,122	19,029,390	683,817
(純資産) 資本剰余金										
利益剰余金又は欠 損金(△)	618,347						585,233	1,303,479	1,788,774	284,597
純資産合計	618,347	0	0	0	0	0	585,233	1,303,479	1,788,774	284,597

負債・純資産合計	1,908,631	1,178,573	78,539	506	625,960	0	802,655	1,528,601	20,818,165	968,414
----------	-----------	-----------	--------	-----	---------	---	---------	-----------	------------	---------

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の単純合計と合計欄等は一一致しない場合がある。

発行所
 沖縄県総務部
 総務私学課
 電話番号 098-866-2074

印刷所 沖縄自分史センター株式会社
 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

定期監査及び財政的援助団体等監査
の結果に基づき講じた措置の公表

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(令和3会計年度監査結果報告分)

【総務部】

1 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

重要備品が所在不明となっていた。

(管財課)

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認できたが、耐用年数が大幅に経過し利活用不能であったため産業廃棄物として処分した。

(令和5会計年度監査結果報告分)

【病院事業局】

1 診療報酬の請求に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

診療報酬の請求に関する書類の不備により、多額の返還金が生じるものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

不備の内容についての共有、勉強会の実施など再発防止に取り組み適正な事務処理に努めている。また、返還金については、令和8年度当初予算に計上し、年度内に返還予定である。

(令和6会計年度監査結果報告分)

【各部局共通】

1 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 予算執行伺が行われていないものがあった。

- ・環境部（自然保護課）
- ・こども未来部（女性力・ダイバーシティ推進課）
- ・保健医療介護部（南部保健所）
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

イ 予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- ・企画部（交通政策課、科学技術振興課）
- ・生活福祉部（保護・援護課）
- ・農林水産部（流通・加工推進課、園芸振興課）
- ・商工労働部（雇用政策課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（空港課）

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

3 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

所得税の源泉徴収が行われていないものがあった。

- ・保健医療介護部（地域包括ケア推進課）
- ・土木建築部（都市計画・モノレール課）

(2) 講じた措置の内容

所得税相当額を返納させ税務署へ納付するとともに、所得税法（昭和40年法律第33号）等を周知し適正な事務処理に努めている。

4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 予定価格の積算誤りにより、本来落札者となるべき事業者とは異なる事業者と契約を締結しているものがあった。

- ・総務部（管財課）
- ・農林水産部（農地農村整備課）

イ 執行予定額が1件100万円以上のものについて、予定価格調書が作成されていなかった。

- ・商工労働部（工芸振興センター）
- ・教育機関（那覇みらい支援学校）

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

5 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。

- ・知事公室（消防学校）
- ・土木建築部（都市公園課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳への登載を行うとともにチェック体制の強化等を図り、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めている。

6 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 重要備品が所在不明のものがあった。

- ・知事公室（平和・地域外交推進課）
- ・保健医療介護部（保健医療総務課）
- ・農林水産部（農業研究センター、農業研究センター宮古島支所、畜産研究センター、家畜衛生試験場）
- ・商工労働部（ものづくり振興課）

イ 備品の貸付けについて、貸付けの手続が行われていないものがあった。

- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（空港課）

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認し、現存していない物は亡失手続を、使用に耐えない物は処分手続を行った。また、備品の貸付けについて貸付け手続を行うとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

7 切手等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

レターパックの残数が、郵便切手受払簿と現物で一致しないもの（現物不足）があった。

- ・文化観光スポーツ部（交流推進課）
- ・教育庁（国頭教育事務所）

(2) 講じた措置の内容

職員に使用状況の確認を行ったところ郵便切手受払簿の記載どおりであったことから、現物不足分の亡失手続を行うとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

【知事公室】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

通勤手当の支給について、支給開始月を誤ったため過払いとなっているものがあつた。(秘書課)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当の過払いについて返納処理を行うとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)等に基づく適正な事務処理に努めている。

2 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

印刷業務について、履行が完了していないにもかかわらず、支払を行っているものがあつた。

(基地対策課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【総務部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

ア 県税

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和6年度	166,057,562,708	163,869,271,279	110,297,507	2,086,161,651	98.7
令和5年度	155,109,863,048	153,060,197,696	145,827,994	2,093,804,383	98.7
対前年度比	107.1	107.1	75.6	99.6	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課、八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料(一般会計)

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
46,994,831円	6.6%	5.0%

(管財課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化を図るとともに、滞納者の実情に即した滞納整理を行うことにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の69.8パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施している。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 必要に応じて市町村への県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、共同催告などの支援、県と市町村の合同公売を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、県税市町村税徴収強化月間を設定し自主納付及び納期内納付の促進を図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や研修会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料(一般会計)に係る未収金について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者への督促等を行うことにより、収入未済額の縮減に努める。

【企画部】

1 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

情報通信基盤整備工事契約について、契約保証金に代わる担保として、履行保証保険契約が締結されていたが、当該保険金額は契約保証金額に満たない額であった。(情報基盤整備課)

(2) 講じた措置の内容

支出負担行為時におけるチェックリストに新たな項目を追加するとともに、複数人での確認を行うなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【環境部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
行政代執行に係る求償費用	82,726,441円	99.0%	△1.0%

(環境整備課)

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、債権管理マニュアルに基づき預金差押を実施し309,461円を回収した。

【生活福祉部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
生活保護費返還金	216,735,580円	63.2%	17.7%

(保護・援護課、北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、八重山福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

生活保護返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生防止や返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和7年度において2,968,712円を回収するとともに16,195,435円を不納欠損金として整理し、併せて30,867,905円について履行の延期を承認した。

2 国への事務手続が遅れたことに伴い国庫補助金等が受け入れできなかったもの

(1) 指摘の内容

本島北部豪雨について、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の機会を失い国庫補助金及び特別交付税の受け入れができなかった。

(生活安全安心課)

(2) 講じた措置の内容

災害救助法に関する緊急連絡窓口を一本化するとともに、法適用に係る市町村との認識の共有を図り適切な災害対応に努めている。

なお、被災者や被災自治体に対し災害救助法と同等の支援を行うとともに、県独自の見舞金支給等必要な措置を行った。

3 国庫補助事業の申請に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

国庫補助事業の申請に係る手続において、国からの通知の確認を怠り申請期限を超過したことから国庫補助金を受け入れできず一般財源から支出していた。

(障害福祉課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【こども未来部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

令和6年度末における児童扶養手当返還金について、前年度末より2,199,670円（15.9%）増加し16,019,060円となっていた。

(女性力・ダイバーシティ推進課)

(2) 講じた措置の内容

児童扶養手当返還金について、手当受給者に対し必要な届出の周知等を行い、債権発生の未然防止に努めている。また、滞納者に対し、債権管理マニュアルに基づき督促状の発出や分割納付への移行などの納付指導を行った結果、111,180円を回収するとともに5,729,990円を不納欠損金として整理した。

【生活福祉部、こども未来部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 児童福祉施設負担金	36,136,854円	52.6%	△21.6%
(障害福祉課、こども家庭課、各福祉事務所、各児童相談所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	72,972,164円	38.7%	△6.1%
(女性力・ダイバーシティ推進課、各福祉事務所)			

(2) 講じた措置の内容

ア 児童福祉施設負担金について、納入義務者の面談時に制度の説明を行い納入への意識付けを図るなど、未収金の発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努めた結果、令和7年度において1,440,400円を回収するとともに3,053,840円を不納欠損金として整理し、併せて406,000円について履行の延期を承認した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和7年度において9,865,363円を回収するとともに739,305円を不納欠損金として整理した。

【保健医療介護部】

1 国庫補助事業の申請に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

国庫補助事業の実施計画書の提出手続が遅れたため、国庫補助金を受け入れできず一般財源から支出していた。(地域保健課)

(2) 講じた措置の内容

当該国庫補助事業の担当者リスト、進捗管理表を作成し再発防止に努めるとともに、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 その他契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約締結について、当該契約とは別の決裁済み予算執行伺を添付し、公印使用の承認を受けているものがあつた。(南部保健所)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容の周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図り沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	191,954,579円	88.4%	△11.6%
違約金及び延納利息	566,387,199円	95.3%	623.1%
(農政経済課)			

イ 沿岸漁業改善資金 違約金及び延納利息	51,301,396円	95.1%	57,900.4% (水産課)
ウ 林業・木材産業改善資金 違約金及び延納利息	32,756,763円	95.8%	99.0% (森林管理課)

(2) 講じた措置の内容

- ア 農業改良資金貸付金元利収入並びに違約金及び延納利息について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和7年度において12,387,123円を回収した。
- イ 沿岸漁業改善資金違約金及び延納利息について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和7年度において20,620,418円を回収した。
- ウ 林業・木材産業改善資金違約金及び延納利息について、林業を継続している滞納者に対しては林業普及指導員と連携して技術指導を実施し、滞納者の収益向上を図ることによる未収金の回収に取り組んでいるほか、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和7年度において1,460,200円を回収するとともに3,459,201円を不納欠損金として整理し、併せて16,625,151円について履行の延期を承認した。

2 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

新庁舎工事で取得した備品について、備品台帳への登載が行われていないものがあつた。

(中央家畜保健衛生所)

(2) 講じた措置の内容

備品台帳への登載を行うとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

3 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあつた。

(水産海洋技術センター)

(2) 講じた措置の内容

労働条件通知書に記載された勤務条件どおりの勤務に改めるとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等に基づく適切な事務処理に努めている。

【商工労働部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 建物明渡訴訟に係る損害金	74,804,994円	100.0%	0.0% (企業立地推進課)
イ 土地売払代（中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計）	39,622,800円	100.0%	0.0% (企業立地推進課)
ウ 実費徴収費（国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計）	13,269,375円	27.1%	1.3% (企業立地推進課)
エ 雑入（不法占拠に係る建物使用料相当損害金）	27,785,022円	100.0%	5.7%

(企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

- ア 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき債務者に対する財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。
- イ 土地売払代について、債務者との納付相談を実施し履行延期等の手続きを行った。引き続き適正な債権管理に取り組んでいる。
- ウ 債権管理マニュアルに基づき適正な債権管理に努めるとともに不納欠損処理を進めた結果、令和7年度において13,001,585円を不納欠損金として整理した。
- エ 債権管理マニュアル及び国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき適正な管理に努めるとともに不納欠損処理を進めた結果、令和7年度において26,274,700円を不納欠損金として整理した。

【文化観光スポーツ部】

1 切手等の購入に係る検査が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手等の購入について、予算執行伺の執行予定額を超えて受け入れし、検査の後に返納しているものがあった。
(交流推進課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県財務規則に基づく適切な事務処理に努めている。

2 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄ワーケーション促進事業委託について、契約書を作成せず事業を執行していた。

(観光振興課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【土木建築部】

1 使用料の算定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 港湾施設における海岸係留使用料135件について、条例の適用を誤り19,738,598円多く徴収していた。
(港湾課)

イ 県営住宅使用料368件について、家賃の算出誤りがあったため、37,634,115円多く徴収していた。
(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 使用料徴収の根拠となる条例の改正を行うとともに、指定管理者による確認、課内での再確認を徹底する等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。

イ 家賃算定に係るマニュアルの点検、見直しを行うとともに、指定管理者による確認、課内での再確認を徹底する等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。

2 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。

(都市公園課、南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

3 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 県営住宅使用料	374,987,834円	7.0%	△2.8% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	35,646,501円	10.8%	9.1% (住宅課)
ウ 宜野湾港施設使用料	1,387,286円	0.7%	248.3% (港湾課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和7年度において49,445,707円を回収するとともに4,796,240円を不納欠損金として整理した。また、支払に応じない滞納者については訴えの提起を行っている。さらに、退去滞納者に係る回収困難な債権については債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、督促状送付、車両変更等諸手続きの際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和7年度において6,418,018円を回収するとともに101,900円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

ウ 宜野湾港施設使用料について、滞納者への催告を行う等、港湾施設（宜野湾港マリーナ）使用料管理マニュアル等に基づき督促等取組の強化に努めた結果、令和7年度において634,212円を回収するとともに354,794円について履行の延期を承認した。

4 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

明許繰越となった事業について、4月1日に支出負担行為を整理すべきであるが3か月遅れてなされているものがあつた。
(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

5 不経済な支出を行っていたもの

(1) 指摘の内容

リース車両の損傷について、適時に報告をしていなかったため、保険の適用が受けられず修繕料を支払っているものがあつた。
(都市公園課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、乗車前点検による車両損傷の有無の確認及び損傷発生時の適時の報告を徹底するなど適切な管理に努めている。

6 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

粗大ごみの搬出費用について、資金前渡で受領した金額を超えていたため、職員が超過分を私費により支払っているものがあつた。
(宮古土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

超過分については精算手続きを行うとともに、職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図った。

7 入札手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

道路修景業務委託について、入札保証金の確認を行わなかったため、落札者の決定を取り消したものがあつた。
(宮古土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【出納事務局】

1 その他契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

公募型見積合わせについて、公開した仕様書に誤りがあったが、手続を中止することなく仕様書を修正し再公開する対応としたため、修正前の仕様書をもとに見積書を提出した者が無効となっていた。(物品管理課)

(2) 講じた措置の内容

見積仕様書等の誤りが生じないように、チェック体制の強化を図るとともに仕様書の誤りがあった場合の対応方法を取り決め、適正な事務処理に努めている。

【企業局】

1 入札手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

磁気探査業務委託について、最低制限価格の設定に誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあつた。(総務課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容について周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めている。

【病院事業局】

1 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 医業未収金（個人負担分）について、督促状が発行されていないものがあつた。(中部病院)

イ 住民税の不足分及び給与の過払いについて、督促状が発行されていないものがあつた。

(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

ア 督促状を発行するとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めている。

イ 督促状を発行し住民税の不足分及び給与の過払い分を収納するとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 医業未収金等の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

令和6年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度より102,533,936円（6.7%）減少し1,436,984,077円となっており、また、その他未収金についても、前年度より9,041,162円（21.9%）減少し32,174,002円となっているが、依然として多額となっている。(経営課、各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金発生 of 未然防止対策として、健康保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。また、文書や電話督促、回収業務委託等、未収金の縮減に努め、令和7年度において医業未収金（個人負担分）291,209,895円、その他未収金23,791,111円を回収するとともに、医業未収金（個人負担分）148,988,177円を不納欠損金として整理した。

3 その他支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

医業未収金回収業務委託において、契約に含まれていない旅費等を支出しているものがあつた。

(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

4 備品の処分手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

生体情報モニタ（送信機）4台について、産業廃棄物であるにもかかわらず一般廃棄物として処分

していた。

(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【教育庁・教育機関】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

ア 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、週当たりの勤務時間の取扱いを誤ったため、過払いとなっているものがあつた。(豊見城南高等学校)

イ 会計年度任用職員の勤勉手当の支給に当たって、勤務期間及び期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあつた。(南部工業高等学校)

ウ 会計年度任用職員の勤勉手当の支給に当たって、期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあつた。(南部農林高等学校)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払いについて返納の処理を行うとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 契約書で定める単価と異なる支払を行っていたもの

(1) 指摘の内容

職員・生徒健康診断委託契約(単価契約)について、契約単価と異なる請求書を受領し支出しているものがあつた。(西崎特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防設備等点検結果報告書に記載された不良箇所について、改修が行われていなかった。

(久米島高等学校)

(2) 講じた措置の内容

不良箇所について改修を行うとともに、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づく適切な防火管理に努めている。

【警察本部・警察署】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
放置駐車車両違反金	9,975,000円	7.6%	5.1%

(交通指導課)

(2) 講じた措置の内容

コンビニエンスストアでの納付及びスマートフォン決済アプリによる納付を可能とすることで自主的な納付を促し、令和7年度において1,747,000円を回収するとともに858,000円を不納欠損金として整理した。

2 公有財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

市有地に建築された交番について、不動産登記が行われていなかった。

(宜野湾警察署)

(2) 講じた措置の内容

建物の登記を行うとともにチェック体制を整備し、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(令和6年度監査結果報告分)

1 会計事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

一般財団法人沖縄県セルフセンターでは、嘱託職員及び非常勤職員について給与が不足払いとなっているものがあった。 (生活福祉部所管)

(2) 講じた措置の内容

一般財団法人沖縄県セルフセンターに対し、給与事務について適正に処理するよう指導した。同法人では、給与の不足分について支給の処理を行うとともに、チェック体制の整備等により適正な事務処理に努めている。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

株式会社トラステック（沖縄県総合運動公園）では、基本協定書第24条第1項に基づき県から無償貸与されている重要備品について、所在が確認できなかった。 (土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

株式会社トラステックに対し、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同法人では、県から無償貸与されている重要備品の所在を特定した。また、備品の管理にあたって複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な管理に努めている。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074